

広島県告示第八百二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年十月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
綾ヶ谷地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区		町・丁目		大字		字		地番		標柱番号	
広島市安佐北区		可部町		綾ヶ谷		中屋		一五七番 地先水路敷		標柱一号	
						福王寺平		一三二番		標柱二号及び三号	
						中屋		一三六番		標柱四号	
								一六三番 地先道路敷		標柱五号	
								一六〇番一		標柱六号	